

令和4年度第1回那覇市男女共同参画会議 会議録

実施概要

日時：令和4年5月19日（木）10時00分～12時00分

会場：なは市民協働プラザ3階 会議室8

出席者：5名 野崎聖子（会長）、島袋コウ、知念清子、成定洋子、山城圭
「事務局」平和交流・男女参画課 脇田課長、比嘉副参事、大木、仲宗根

配布資料

- ・令和4年度 第1回那覇市男女共同参画会議 会次第
- ・資料1 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について
- ・資料2 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度（案）に係る意見・要望（関係団体）
- ・資料3 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録者が利用できる行政サービス一覧
- ・資料4 新旧対照表 要綱の一部を改正する要綱
- ・資料5 現行 那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱
- ・資料6 登録照明カード（ブーゲンビレア）
- ・資料7 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度（案）に係る意見・要望（委員）

議事概要

1. 諮問（那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の開始について）

2. 資料説明（事務局にて）

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について事務局より説明

3. 審議（質疑応答等）

パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について

●質問 1 ファミリーシップの登録の際に、家族の方からの承諾書などは取らないという事だったが、メリット・デメリットを検討した上で決めたのか。

（事務局）承諾書を取るかどうかは検討しましたが、介護になった場合は直接本人から取ることができない状況も考えられるという事から、家族で話し合っただけで申請するという申告書をもって登録をする事とした。今後確認もなく勝手にファミリーシップ登録されたというような事案が多々出てくるようであれば、見直しをして要綱改正するなど柔軟に対応する。

○会長 制度とのバランスを取られたのかと思う。婚姻と違って柔軟な制度である事、そもそも婚姻自体、親の同意なく提出できるし、（本人の知らないところで）親族関係にもなるので、その辺のバランスを取られたのかと思う。まったく同じではなく少し慎重な意見が出る案件ではあるが。

○委員 一応確認書を取るのだから、それで家族から「登録について聞いていない」「確認していない」という話があれば、虚偽不正な方法により登録を受けたという事になるかと思った。

●質問 2 双方の合意なしに解消手続きを行った場合、一方から解消を知らなかったとトラブルにならないか。

（事務局）一方の来所による解消手続きの場合、他の一方の登録者の住所に通知を送付する。

●質問 3 解消した番号を公表する必要があるのか。

（事務局）パートナーシップを提示された企業等の相手側が、有効なものである事を判断するために削除番号の公表を行う事を考えた。

その他

●質問 1 市民意識調査の実施はどうなるのか。昨年度予算の確保ができないといった説明があったと思うが。

(事務局) 令和4年度実施予定だった市民意識調査は予算確保できなかった。中間見直しに係る予算計上は市の財政上厳しい状況にある。調査をどうするのか等はこれから検討していく。

4. 意見

〈利用できるサービスについて〉

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ登録をすることでできるようになることの一覧は、最初地味だなと思ったが、逆に言えばこの示された手続でも当事者の方々からすると引っかかっていたという事が分かったし、それが無くなるようになることはいいことだと思った。
- ・学校はすごく柔軟に対応してきていると思うので、学校現場での取組も加えていただけると良い。

〈申請書類について〉

- ・届出用紙を様々な色で分けると、わかりやすいし、明るくて良い。

〈削除した登録番号を公表することについて〉

- ・削除した登録番号の公表について、婚姻や離婚は、通常戸籍を見せない限り誰も知らない情報。このような個人情報はいくら番号とはいえHPで知らしめる必要があるのか。提示された側が有効な登録かどうか確認する場合は、証明書を提示してもらえば足りる。(別の方法があるはず) 削除番号の公表はするべきではない。

〈今後の検討課題：事実婚も制度に含めるか〉

- ・LGBTを特別視しないという意味においても、対象に事実婚に広げていくという事が必要になってくると思われる。
- ・通常の婚姻で苗字を変えなくてはならない等デメリットを感じている人は多い。ジェンダーバイアスを改善していく必要があるという事。
- ・婚外でできた子どもをどういう風にしていくかというのも、今回のパートナーシップ・ファミリーシップにもつながっていく話。
- ・ジェンダー平等の視点に立つと、法律婚での問題もたくさんありながら、解決しないままLGBTのサポートをするという事ではなく、繋がっている問題として、異性愛主義に基づいた現行の婚姻制度において、現在どんな問題が生じているのか、それを解消していく方向でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度であって欲しい。
- ・事実婚の様々な躓きを解消するような制度をやっていくと、逆に法律改正に繋がらないのではないかという心配も一方ではある。

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度でも、やはり相続や税控除の問題は大きい。制度があればよいという事ではなく、法改正をどうしていくのかという事を同時に考えていかなくてはならないと思う。今後の検討課題として挙げたい。

〈要綱について〉

- ・第2条第2項の「その他市長が適当と認めるもの」についてわかりにくいので、しっかりと説明できるようにしてほしい。

〈広報について〉

- ・市民が情報に触れる機会を充実させていく事も必要。
- ・LGBTQでまとめて話がちだが、その中でもトランスジェンダーはネット上で攻撃されるという事が出てきている。そのような中で、トランスジェンダーの方で、ファミリーシップを使っているという事を知られても大丈夫という方と、絶対知られたくないという方が一定数いると思う。PRしていくときには、そういった人達の事も念頭におきながらやる必要がある。

〈その他〉

- ・制度を運用していくときは、アンケート等で利用者さんの声を拾いながら実施していくと良い。

5. 閉会

答申書（案）作成から市長へ提出までの一連の手続きについて、会長に一任することを全会一致とし、同会議を閉会する。

以上